

平成 2 1 年度

第 1 回 徳島県国土利用計画審議会

議事の概要

1 開催日時及び場所

平成21年7月17日（金） 午後1時30分から午後3時35分
中会議室（県庁10階）

2 出席委員

岡田会長、村上会長職務代理、小林委員、沼子委員、山下委員、近藤委員、
山中委員、上垣委員、端野委員、富永委員

以上 10名出席

3 開会

事務局（定数報告）

本日は、大変お忙しい中をお集まり頂きましてありがとうございます。

早速ですが、本日の審議会の定足数ですが、徳島県国土利用計画審議会には、お手元の徳島県国土利用計画審議会委員名簿に記載しております15名の委員各位に御就任いただいております。

本日は、10名の委員さんに御出席いただいておりますので、当審議会設置条例第5条第3項に規定する定足数に達しておりますことを御報告させていただきます。

事務局

それでは、開会に先立ちまして、県土整備部副部長から御挨拶させていただきます。

県土整備部副部長

平成21年度第1回国土利用計画審議会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、日ごろから、本県の土地行政の推進に関し、格別の御指導、御鞭撻を賜り誠にありがとうございます。また本日は、お忙しい中、審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、本日は「第4次徳島県国土利用計画・素案」につきまして御審議いただく予定でございます。

「第4次徳島県国土利用計画」につきましては、国において、平成20年7月に「第4次国土利用計画（全国計画）」が閣議決定されましたこと受けまして策定するものでございます。

既に本年1月の前回審議会におきましてその骨子案をご審議いただいたところでございますが、今回は、その骨子に、庁内各部局の意見を聞きまして肉付けを行い、素案としてまとめたところでございます。

骨子案のご審議の際にもお話ししましたように、昨今の人口減少や高齢化などの社会・経済情勢の変化を受けまして、今計画では現行の第3次計画以上に「土地需要の量的調整」から「県土利用の質的向上」へのシフトを図り、よりよい状態で限られた県土を次世代へ引き継ぐための取り組みが必要であるとの認識を盛り込んでおります。

そして県土利用の質的向上のために、「安全安心な県土づくり」「環境首都を目指した県土づくり」「美しくゆとりある県土づくり」の3つの視点を掲げていく考えでおります。

本日は、委員の皆様の忌憚のない御意見を賜りまして、さらにこの素案の内容を充実させていきたいと考えておりますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、簡単ですが御挨拶とさせていただきます。

事務局

それでは、議事に入ります前に、本年度6月から新しく委員に御就任いただいております方を、ご紹介いたします。徳島新聞社論説委員会委員長の富永正志委員です。

それでは、当審議会設置条例第5条第2項により、「会長は、当審議会の議長となる。」と規定されておりますので、会長よろしくお願いいたします。

4 議事

会長

それでは、議事に入らせていただきます。事務局から、本日の審議案件である「第4次徳島県国土利用計画素案」について説明してください。

事務局（国土利用計画（第4次徳島県計画）素案の説明）

それでは、資料の確認をお願いします。

まず、資料ナンバーをつけていませんが、会議次第、国土利用計画審議会委員名簿、座席表とあります。

それから、本日の資料として、「資料1 国土利用計画（県計画）の改定について」、「資料2 国土利用計画（第4次徳島県計画）素案の骨子」、「資料3 国土利用計画（第4次徳島県計画）素案」、「資料4 新旧対照表」、「資料5 第4次

徳島県国土利用計画改定スケジュール」、「参考資料 県土利用の推移及び面積目標値について」をご用意しております。

【資料 1 に関する説明】

それでは、資料 1 及び資料 2 について、ご説明します。

資料 1 の「国土利用計画（県計画）の改定について」をご覧いただきたいと思えます。

まず、1 番が「国土利用計画とは」となっております。要するに国土利用の配分とその利用の方向を定めるということであります。

次に、2 の「県計画の位置づけ及び計画の策定状況」であります。

現行の第 3 次計画ですが、表の 3 番目にありますように、平成 9 年 3 月の徳島県議会の議決を経て決定したものであります。

3 番が「県計画改定の理由」であります。

現行の第 3 次県計画は平成 9 年 3 月に改定しておりますが、その後、人口減少・高齢化や地球温暖化の進行し、防災や環境、景観に対する県民意識の高まり、市街他の空洞化などを始め、県土利用のあり方に新たな課題が生じております。

また、現行計画の目標年次が平成 17 年となっていること、県計画の基本となる全国計画が改定されたことなどの状況変化、さらに、県計画が「県土地利用基本計画」及び「市町村計画」の「基本」とされることに対応するため、今回、県計画を改定します。

4 番が改定に当たっての留意事項です。

国土利用計画法第 7 条第 2 項に規定されておりますが、都道府県の計画は、国が作成した全国計画を基本として作成するということになっております。

それから、第 3 次県計画策定以降の基本的条件の変化を踏まえること、オンリーワン徳島行動計画との整合性を図ること、以上 3 点であります。

【資料 2 に関する説明】

次に、資料 2 の「国土利用計画（第 4 次徳島県計画）素案の骨子」ですが、これは、パワーポイントをご用意しております。

○県土利用の基本的条件の変化

今後の県土の利用を計画するに当たっては、左欄に掲げる、県土利用をめぐる基本的条件の変化を考慮する必要がある。

ア 全国に先行した人口減少と高齢化の進行、土地利用効率低下の懸念の一方、全体としては土地利用転換圧力が鈍化しているものの、郊外部への拡散型の土

地利用が増加し、土地需要の調整等の観点から、県土の有効利用が必要である。

イ 災害の増加、南海地震の発生の懸念や異常渇水の頻発等

ウ また、地球温暖化の進行、東アジアの成長に伴う資源制約の高まり、

エ 良好な景観や自然とのふれあい・心の豊かさ等に対する県民志向の高まりの中で、県土利用のさらなる質的向上を図る必要がある。

オ さらに、広域交通ネットワークの形成により、土地利用については、一つの地域だけでなく、他の地域との相互関係が深まっている。また、地域間の交流・連携の進展や、地域住民の参加意識の高まり、加えて、地方分権が進展する中で、地域での創意工夫の重要性がますます高まっている。

○県土利用の基本方針

これらの基本的条件の変化を踏まえ、本計画の課題は、限られた県土資源の有効利用を図りつつ、土地需要の量的な調整を行うだけでなく、県土利用の質的向上を図ること、さらに、これらを含め県土利用の総合的なマネジメントを行うことにより、より良い状態で県土を次世代へ引き継ぐことである。

- (1) 土地需要の量的調整に関しては、低未利用地の有効利用の促進等により、計画的に良好な市街地の形成を図る。また、農林地を含む自然的土地利用については、適正な保全と耕作放棄地等の適切な利用を図る。地目間相互の土地利用転換については、計画的かつ慎重に行う。
- (2) 県土利用の質的向上に関しては、減災の考え方等を踏まえた、安全で安心できる県土利用、再生可能エネルギーの導入や、物質循環の維持など、環境首都を目指した県土利用、自然と調和し県民が安らげる、美しくゆとりある県土利用を目指していくことを基本とする。
- (3) また、土地利用の相互関係を重視するとともに、地域の合意形成と土地利用の過程を管理し、地域の実情に即して県土利用の諸問題に柔軟かつ能動的に取り組むこと、すなわち、県土利用の総合的なマネジメントによる地域の主体的取組を促進していく。
- (4) さらに、多様な主体による県土管理への参画などにより、県民一人一人が県土管理の一翼を担う動き、「県土の県民的経営」を促進していく。

●地域類型別の県土利用の基本方向

地域類型別の県土利用に当たっては、都市、農山漁村、自然維持地域のそれぞれが機能分担、交流・連携など相互のつながりを、双方向的に発展させていく必要がある。

- (1) 都市については、環境負荷の少ない都市構造などを視野に入れ、安全でゆとりあるコンパクトな街づくりを推進する。また、災害に強い都市構造の形成に向けた誘導を図るとともに、良好な街並み景観の形成や、緑地や水辺空間をエコロジカル・ネットワークの形成に配慮することにより美しくゆとりある環境の形成を図る。
- (2) 農山漁村については、県民共通の財産との認識の下、京阪神への生鮮食料供給地等としての発展を推進する。また、多様な主体による県土資源の適切な管理を行うとともに、中山間地域については、生産条件の不利の補正等による地域の活性化を踏まえた土地利用を図る。
- (3) 自然維持地域については、県土のエコロジカル・ネットワーク形成上中核的役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性の確保、自然環境が劣化している場合は再生するとともに、都市や農山漁村との適切な関係を構築する。

●利用区分別の基本方向

土地の利用形態を12区分し、横断的な観点や、各区分の相互の関連性に留意する。

- (1) 農用地については、必要な農用地の確保と農業の生産性の向上、農業のもつ多面的機能の高度発揮、環境負荷の少ない農業生産の推進を図る。
- (2) 森林については、木材生産等の経済的機能に加え、温室効果ガス吸収源対策の着実な実施、多様で健全な森林の整備と保全を図る。
- (3) 道路については、交流促進のための道路網の整備や農林業の生産性向上のための用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理を行う。
- (4) 住宅地については、耐震など住宅ストックの質の向上を図るとともに、良好な居住環境が形成されるよう、必要な用地の確保を図る。
- (5) その他の宅地については、郊外の大規模集客施設について、広域的影響を及ぼすことから、地域の合意形成や周辺との土地利用調整を行いつつ、適正立地を図る。
- (6) 低未利用地については、市街地内低未利用地の防災・自然再生のためのオープンスペース等の再利用を図るとともに、耕作放棄地の解消と、その有効利用に努める。

○目指すべき規模の目標

- (1) 計画の目標年次は平成30年、基準年次は平成17年とする。

- (2) 前提となる人口と一般世帯数は、平成30年において、それぞれおよそ76万人、およそ29万3千世帯と想定する。
- (3) 県土の利用の基本構想に基づく、平成30年の利用区分ごとの規模の目標は、
- ・農地については減少傾向を抑制し3万860ha。
 - ・森林についても減少傾向を抑制し31万2,300ha、原野については現状維持し1千550ha。
 - ・水面・河川・水路については現状を維持し1万6,360ha、道路については必要な整備を行い、微増で1万3,100ha。
 - ・宅地については増加傾向を抑制し1万5,350ha。
 - ・市街地については、変化なしで5,630haとなる。

○第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

安全で安心できる県土利用、環境首都を目指した県土利用、美しくゆとりある県土利用等の視点を総合的に勘案し、公共の福祉の優先、国土利用計画法等の適切な運用及び地域整備施策等の措置を講じるほか、以下の措置を重点的に講じる必要がある。

(1) 安全で安心な県土の確保

- ・災害に配慮した土地利用へ誘導、建築物の耐震化など南海地震に備えた防災対策、森林の持つ県土の保全と安全性を確保するため、間伐等森林の整備を推進する。

(2) 環境の保全と美しい県土の形成

- ・地球温暖化対策推進条例等に基づき、環境負荷の小さい都市等の構造の形成に向けて、適切な土地利用を図る。また、自然環境の保全・再生・創出や、歴史的文化的町並みの保全による生活環境や景観の保護等を図る。

(3) 土地利用の転換の抑制

- ・自然的土地利用から他の利用への転換を慎重かつ計画的に行う

(4) 土地の有効利用の推進

- ・農用地の利用集積を図るとともに、森林の多面的機能が高度に発揮できるよう、適切な整備・保全を行うとともに県産材の利用促進を図る。また、都市における街なか居住を推進し、低未利用地については、地域の実情を踏まえて計画的かつ適正な活用を推進する。

(5) 多様な主体の参画による県土の管理

- ・土地所有者の土地管理への関心の喚起などに加え、県土管理に多様な主体が参画していく、県土の県民的経営の取組を推進する。

(6) 指標の活用とフォローアップ

- ・適切な県土の利用に資するため、各種指標を活用するとともに、5年後に総合的な点検を行う

【資料3及び4に関する説明】

資料3は、徳島県計画の本文そのものであり、成案はそのような形態になります。

資料4の現行の第3次計画との「新旧対照表」と「参考資料」でご説明しますので、よろしくお願いいたします。

左側に第4次計画の素案、右側に第3次計画を載せて対比しておりまして、下線を引いている部分がございますが、それが現行の第3次計画との変更部分ということになっております。

素案の作成にあたりまして、それぞれの記述内容とか方向性につきましては、先程、御説明しましたが、基本的には変更後の全国計画に即したものとしております。

それから第3次計画に記載されているもので、方向性が変わらないものはそのまま同じ記載をしながら、県のオンリーワン徳島行動計画でございますが、その方向に沿った内容で本県の特性や県土利用に係る本県の実情等に応じた加筆・修正をした記述をしております。

現行の第3次計画との主な変更点や本県独自の記述などを中心に説明してまいりたいと思います。

それから、全国計画では、「国土」という表現を使っているのですが、それに対比しまして徳島県計画の場合は「国土」に対して、「県土」という表現を使っております。

それでは「前文」からご説明して参りたいと思います。

1ページ目に「前文」というものがございます。

国土利用計画の性格について記述したものであります。

全国計画、県計画、市町村計画の3つが相まって国土の基本方針を形作っていくべきことを記載しております。

なお、第3次の現行の県計画では、前文のなかで必要に応じて県計画の見直しを行うとしておりましたが、第4次計画では削除しております。

これは、点検を行わないということではなく、計画の最後の部分に、概ね5年後を目処に総合的な点検を行う旨の記述が加えられたため前文からは削除したものです。一番最後の57ページの「10 指標の活用と進行管理」の部分に「5年後の点検」ということで、その部分を記載しております。

戻りまして、2ページから、「1 県土の利用に関する基本構想」ということで

記載しております。

まず、「(1) 基本理念」でございますが、ここでの最終段落の記載は、後段部分に記載されることとなりましたので、ここでは除いております。

次に3ページの「(2) 県土の特性」でございますが、本計画を理解する上で、先に県土の特性を認識することが必要であることから、第3次計画の中では「県土の特性と課題」となっていたものを、今回は「特性」のみ記述し、課題は「基本的条件の変化」の中で整理しております。

内容ですが、本県の地理的条件、気象、森林の状況、河川や沿岸域、地質等の概要を記述し、最後に人口分布を記述しております。第3次より若干厚く記述しているところです。なお、「県土の特性」のみを記述するため、それとは直接関係のない記述につきましては、今回削除しています。

次に(3)の「県土利用の基本的条件の変化」であります。

アとして、「県土の有効利用への要請」であります。

平成20年の本県の高齢化率は、26.1%となっており、全国の22.1%を上回っております。人口の推移は、参考資料の2頁に掲載しております。このように県下の人口は平成7年をピークに減少に転じております。平成17年で81万人である人口は平成32年には75万人まで減少すると考えられております。

このような人口減少社会の下におきましては、市街化圧力や土地利用の転換圧力は弱まる傾向にあり、市街地中心部では低未利用地の増加などの空洞化が懸念される状況となっておりますが、一部都市周辺部において、なお、拡散型の開発などの土地利用転換が見られる状況にあるということを記述しております。

このことから、今後においてもなお、本法のそもそもの目的である土地需要の量的調整は必要であるとの認識を示しております。

次に、イとして「安心で安全な県土への要請」であります。

第3次計画におきましては、一般的に「災害」という方向性で書かれておりますが、皆様御存知の通り、世界的に見たところの昨今におきます災害の頻発・甚大化を受けまして、これまで以上に安全・安心に対する要請が高まっている状況に触れております。

特に本県におきましては、今後30年以内に50～60%の確率で発生が懸念される南海地震や、昨今の異常渇水の頻発など、本県に大きく関係します項目を書き加えたところです。

次に、ウとして「低炭素社会・循環型社会・自然共生社会への転換」であります。

第3次計画においても「地球環境問題」との語がありますが、第4次計画では近年の環境に関する問題としまして「地球温暖化」「物質循環」等により具体的な言

葉を用いて記述するとともに、最近の傾向としまして、現在は100年に一度の経済危機と言われているものの、全般的な傾向としては中国など東アジアの発展が著しいことから、それに伴いますアジアでの資源需要が増大し、他地域における資源の制約が出始めていることにつきましても触れております。

そして目指すべきは、「低炭素社会・循環型社会、自然共生社会」の3つの社会であることを明記しております。この理念は国の「21世紀環境立国戦略」にも記述されている言葉であり、本県においても基本理念と考えております。

次に、エとして「良好な景観への要求や自然志向の高まり」です。

ここでは第3次における「安らぎやうるおいある環境」との記述を、景観や生活環境に配慮した「美しくゆとりある」県土利用の志向が高まってきているとの記述としております。

これらイからエまでの状況を受けまして、県土利用の質的向上が重要であると考えております。

次に、オとして「地域の土地利用への参加と地域を越えた土地利用相互の関連性」であります。

これは、第3次に書かれてなかった部分でございます。

例を挙げさせていただきますと、広域ネットワークが発達した状況では、例えばある地域で大規模な集客施設などの立地があった場合、近隣のみならず、かなり離れたところから集客が行われるため、その既存市街地の衰退する状況がみられるなどの広域的な土地利用の相互影響がみられること。

また、都市の住民の方が森林づくり活動に参加・協力していくなど地域を越えた人々や団体の土地利用への関与など、個々の土地利用を単独のものとしてではなく、利用区分間、あるいは地域間で横断的に捉えることの必要性を記述しております。

その一方、地方分権の進展により、地域のことは地域の実情を踏まえ地域で決めることができるような制度の変化、また、地域住民の自ら地域の土地利用に関わりたいとの意識の高まりなど、地域に根ざした土地利用も重要となってきております。

これら二つの方向性がみられるところ、県土利用に関しまして総合的な観点からのマネジメントが必要であるとの認識をここで示しているところであります。

この総合的な県土利用のマネジメントという観点が、この第4次計画において加えられた新たな視点です。

これらの基本的条件の変化を踏まえまして、11ページから以降に第4次計画の基本方針を記述しております。

まず、11ページに基本方針の大きな方向性を記述しております。

要約いたしますと、従来どおりの「土地需要の量的調整」に加え、土地利用転換

が弱まる状況をチャンスと捉え「県土利用の質的向上」をより一層進展させること、さらにこれら2つの方向性も含めて「県土の総合的マネジメント」を進めることによって、より良い県土を次世代へ引き継ぐことが重要な課題であると記述しております。

以下、この「量的調整」「質的向上」「マネジメント」3つの方針についてそれぞれを区分して記述しております。

まず「土地需要の量的調整」です。

先の基本的条件の変化の項でも述べましたが、土地の利用転換の圧力は減少傾向にあります。しかしながら、そのような中でも、郊外部への拡散型の土地利用が見られるので、なお土地利用の転換は、引き続き土地需要の量的調整は本計画の重要な視点であります。

具体的記述としましては、

- ・都市的土地利用につきましては、低未利用地の有効利用の促進等によりその合理化及び効率化を図る。

- ・自然的土地利用につきましては、適正な保全と耕作放棄地等の適切な利用を図る。

- ・森林、原野、農用地、宅地等の相互の土地利用の転換につきましては、計画的にかつ慎重に行うことなどを記述しております。

次に「県土利用の質的向上」でございます。

ここでは、本県としましては3つの観点を示しております。

それは、「安全で安心できる県土利用」「環境首都を目指した県土利用」「美しくゆとりある県土利用」の3つです。もちろんこれら3つの視点は独立しているわけですが、相互の関連性にも留意していく必要があります。

「安全で安心できる県土利用」の観点では、共助・減災の考え方を踏まえ、諸機能の適正配置や防災拠点の整備などを進めるとことにより、県土の安全性を総合的に高めていく必要があると考えております。

「環境首都を目指した県土利用」の観点からは、低炭素社会・循環型社会・自然共生社会という3つの社会構築理念の下、自然のシステムにかなった、そして環境首都を目指した県土利用を進める必要があるとしています。

「美しくゆとりある県土利用」に当たっては、ゆとりある都市環境の形成、農山漁村の緑豊かな環境の確保等、美しくゆとりある県土利用の観点が大事である旨記載しております。

次に「県土利用の総合的マネジメント」でございますが、これは、先にも申しましたように、第3次計画にはございませんで、全国計画の記述を基本として、新た

に追加して記述したものでございます。

この中では、総合的な観点で県土利用について、地域の合意形成を図るとともに、県土利用の諸問題に柔軟かつ能動的に取り組んでいくことが必要であり、その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ地域間の適切な調整を図るなどが重要であると記述してあります。

最後に「(4) 課題への対処」でございしますが、

- ・ 県土の有効利用に配慮するとともに、都市的土地利用と自然的土地利用の調和ある土地利用を進める必要があること。

- ・ 都市における土地利用の高度化、農山漁村における農用地及び森林の有効利用、両地域を通じた低未利用地の利用促進を図る必要があること。

- ・ 国や県、市町村による公的な役割の発揮、所有者等による適切な管理に加えまして、都市住民等の多様な主体による森林づくりや農地の保全管理等直接的な県土管理への参加や、間接的に県土管理につながる取組などにより、県民一人一人が県土管理の一翼を担う動きを促進していく必要があることについて記述してございます。

そしてこれらをまとめまして「県土の県民的経営」という概念を用い、その促進の必要性を記述しております。これは、本県の第3次計画では、2頁の最後の部分にこのような表現がりましたが、全国計画においても新たに加えられた重要なポイントとなっておりますため、本県第4次計画でも、この概念を用いております。

続きまして、17ページからでございますが、ここからは先に述べました基本方針を地域類型別の観点からみた、各地域区分ごとの方向でございます。

「都市」、「農山漁村」、「自然維持地域」の3類型の県土利用の基本方向について記述してございます。

17ページから19ページにかけてが「ア 都市」でございしますが、

- ・ 市街化を図るべき区域においては、都市施設の整備を推進するなど、計画的に良好な市街地等の整備を図るため、周辺の農山漁村との相互の機能分担や交流・連携を通じ、効率的な土地利用を図る。

- ・ 新たな土地需要がある場合には、既存の低未利用地の再利用を優先させ、自然土地利用からの転換を抑制することを基本とする。

- ・ 災害に強い都市構造の形成を図るほか、都市活動による環境への負荷が少ない、緑地や徳島の特徴である水辺空間をエコロジカルネットワークの形成に配慮しつつ、美しくゆとりある環境の形成を図ることなどについて記述してございます。

エコロジカルネットワークとは、野生生物の生息、生育空間の連続性を確保するという概念でございます。

20ページの「イ 農山漁村」でございますが、

- ・京阪神等への生鮮食料供給地、あるいは県産材の生産地として、優良農用地及び森林を確保するとともに、多様な主体の参画等により県土資源の適切な管理を図るほか、都市との交流・連携や機能分担を促進することを通じて、効率的な土地利用を図る。

- ・また、21ページの中山間地域等条件が不利な地域においては不利を補正するとともに、農地と宅地が混在する地域におきましては、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、計画的な土地利用を図ることなどについて記述してございます。

22ページの「ウ 自然維持地域」でございますが、

- ・高い価値を有する本県の原生的な地域など自然環境の保全を図るべき地域につきましては、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ、自然環境が劣化している場合は再生するほか、都市・農山漁村との適切な関係の構築等を図ることなどについて記述してございます。

次に23ページからは「4 利用区別の県土利用の基本方向」についてでございます。ここでは各利用区分ごとに先の基本方針を適用して、それぞれの区分の基本方向を記述しております。ここでも各区分ごとの横断的な観点や相互の関連性に留意する必要があるとしております。

23ページの「農用地」についてであります。

- ・効率的な利用と生産性の向上に努め、徳島県の県内及び京阪神等への生鮮食料供給地としての発展に資するため、必要な農用地の確保と生産基盤の整備を図るとしております。

- ・また、不断の良好な管理を通じて、農用地の多面的な機能の発揮や、環境負荷の少ない農業生産の推進を図ることなどについても記述しております。

- ・特に、中山間地域においては、耕作放棄地の発生防止などに努めますとともに、市街化区域内農地については、良好な都市環境の観点から保全を視野に入れ、計画的な利用を図ることとしております。

25ページの「森林」でございます。

- ・今回の変更で新たな地球環境問題として提起されました温室効果ガスの吸収源対策としての森林づくりの着実な実施や、多様で健全な森林の整備と保全を図ることなど森林の果たす役割や取組などについて記述しております。

26ページの「原野」でございますが、

- ・貴重な自然環境を形成している原野の保全、場合によっては再生を図ることなどについて記述しております。

同ページの「水面・河川・水路」でございますが、

- ・河川氾濫地域の安全性確保等のため、必要な用地の確保を図るとともに、既存用地の持続的な利用を図ることとしております。

- ・また、流域の特性に応じた健全な水循環系の構築を通じ、自然環境の保全・再生に配慮することなどの記述をおこなっております。

27ページの「道路」でございますが、

- ・一般道路、農道、林道につきまして、県土の有効利用や良好な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図ることなどについて記述しております。

28ページの「住宅地」でございますが、

- ・成熟社会に相応しい豊かな住生活の実現の観点など、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図るとともに、住宅周辺の生活関連施設の整備などを通じて、良好な居住環境が形成されるよう必要な用地の確保を図ることなどについて記述しております。

- ・特に、都市地域においては低未利用地の有効利用によるオープンスペースの確保など、安全でゆとりある快適な環境の確保を図るとしております。

29ページの「工業用地」についてですが、

- ・工業生産に必要な用地の確保や産業基盤の整備など必要な用地の確保を図るほか、工場跡地については土壌汚染対策を講じるなど、有効利用を図ることなどについて記述しております。

30ページ「その他の宅地」でございます。

- ・中心市街地における教育文化施設等の整備や良好な環境の形成に配慮しつつ、事務所・店舗用地について、経済のソフト化・サービス化の進展に対応して必要な用地の確保を図ること、

- ・郊外の大規模集客施設については、都市構造への広域的な影響を及ぼすことから、地域の合意形成や、土地利用の調整などを踏まえた適正な立地を図ることなどについて記述しております。

31ページ「公用・公共用施設用地」ですが、

- ・環境の保全に配慮して必要な用地の確保を図ることや、耐震性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに施設の整備に当たっては、空屋・空店舗の再生利用や街なか立地に配慮することなどについて記述しております。

32ページの「レクリエーション用地」でございますが、

- ・県民の価値観の多様化や国際観光の振興等を踏まえ、自然環境の保全を図りつ

つ地域の振興等を総合的に勘案して、県計画的な整備と有効利用を図ることなどについて記述してございます。

同ページ「低未利用地等」でございますが、

- ・都市の低未利用地の活用や、農山漁村の耕作放棄地の農用地としての活用を積極的に図るとともに、それぞれの地域の状況に応じて、森林等農用地以外への転換による有効利用を図ることなどについて記述してございます。

33ページ「沿岸域」でございますが、

- ・漁業、海上交通、レクリエーション利用など多様な期待があることから、海域と陸域の一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的な利用を図ること
- ・また、漂着ゴミ対策、汚濁負荷対策を図るとともに、海岸の保全を図ることなどについて記述しています。

つぎに、34ページ以降は大項目の「第2 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別概要」を載せてあります。

まず34ページ「県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標」でございますが、「(1) 計画の目標年次」として、目標年次は全国計画から1年ずれておりますので、平成30年としております。基準年次は第3次の目標年次であった平成17年としてあります。

- ・「(2) 前提となる人口及び世帯数」では、平成30年の人口、世帯数を推計として、国立社会保障・人口問題研究所による推計を参考にして人口はおよそ76万人、世帯数は29万3千世帯としてございます。

- ・(3)の「県土の利用区分」でございますが、現行計画、全国計画と同じ、農用地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地としております。

- ・(4)の「県土の利用区分ごとの規模の目標を定める方法」でございますが、将来人口や各種計画等を前提として利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整をして定めております。

35ページのとおり、土地利用区分ごとの基本方向に基づく平成30年の利用区分ごとの規模の目標を表にしてございます。

なお、規模の目標値につきましては、今後の経済社会の不確定さなどに鑑みまして、弾力的に理解されるべき性格のものとしてあり、単位も10haで丸めた大括りなものとしております。

まず、表の中にある「各利用区分」の定義についてご説明します。

- ・農用地ですが、これは農地法第2条第1項に定める農地及び採草放牧地の合計を農用地としております。

農地というのは、耕作の目的に供される土地であって畦畔を含む。

採草放牧地については、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のため、採草又は家畜の放牧の目的に供されるものとしております。

- ・森林につきましては、国有林と民有林の合計であり、ただし林道面積は含まないとしております。

- ・原野につきましては、採草放牧地と国有林以外の草生地であり、これは農林業センサスの数値を使っております。

- ・水面・河川及び水路ですが、水面というのは、天然湖沼、人造湖及びため池の満水時の面積でございます。

- ・河川につきましては、河川法により定めております、1級河川、2級河川、準用河川の河川区域を河川の面積としております。

- ・水路につきましては、農業用排水路を水路としております。

- ・道路につきましては、一般道路、農道、林道の合計でございます。

- ・宅地につきましては、住宅地、工業用地、その他の宅地の三つに分けてまして、住宅地につきましては、総務省の「固定資産の価格等の概要調書」の住宅用地の評価総地積としております。

- ・工業用地につきましては、工場の敷地面積でございます。

- ・その他の宅地につきましては、住宅地、工業用地に該当しない宅地ということで、具体的には事業所とか店舗用地のことでございます。

- ・その他でございますが、県全体の面積から農用地、森林、原野、水面、河川、水路、道路及び宅地の各面積を引いたものをその他の面積としております。全体の端数などはここで調整されます。

続きまして、順次、第3次計画の実績と現行計画の目標値につきまして、ご説明して参りたいと思います。

- ・農用地の農地でございますが、本県が京阪神地域等における生鮮食料供給地としての役割を高めていこうとの考えを基本としまして、第3次の目標年次である平成17年の目標値を平成4年から2,310 ha減の35,190 haとしていたところでございます。

しかしながら、この13年間、農地の人為かい廃面積が拡張面積を上回って推移したことから、平成17年時点では5,100 ha減の32,400 haとなっております。

これが実績でございます。

そこで今回の目標でございますが、農地面積の減少は、全般的には今後も続くという予想から平成30年の目標値を平成17年から1,650 ha減の、30,750 haとしております。

県としては認定農業者等の担い手への農地の利用集積等による農地の効率的な利用と生産性の向上や、計画的な生産基盤整備等による優良農用地の確保、耕作放棄地の解消策を図ること等により農地の減少に歯止めをかけるよう施策を実施していき、約5%の減に押さえていく方向であります。

参考資料の3ページに実際の過去の推移がございます。新旧対照表と見比べながらお願いします。

次に、採草放牧地でございます。

現行第3次計画の採草放牧地につきましては、平成17年の目標を平成4年から30ha増の200haとしていたところですが、平成17年時点では60ha減の110haとなっております。

第4次計画の目標につきましては、採草放牧地は大きく動かないと考え、平成30年の目標を平成17年から増減なしの110haとしております。

・続きまして森林でございます。参考資料では4ページでございます。

現行の森林の実績でございますが、森林の持つ公益的機能を増進するため、平成17年の目標を平成4年から2,310ha減の311,590haとしておりました。

平成17年時点の実績では、950ha減の312,950haとなっております。

これは、経済情勢の変化などにより、当初の予想ほど開発等がなされなかったためと考えられます。

第4次計画の目標につきましては、森林の減を、吸収源対策などの実施により、平成30年の目標を平成17年から650ha減の312,300haとしております。

・続きまして原野でございます。参考資料では5ページでございます。

貴重な自然環境として原野を保全して、それ以外の原野は有効利用するというところで、第3次計画では平成17年の目標を平成4年から10ha減の1,510haとしていましたが、国有林内の原野の見直し等により、平成17年時点で40ha増の1,560haとなっております。

第4次計画の目標につきましては、貴重な自然環境としての原野は保全する一方それ以外の原野は河川用地や道路用地等への転換が見込まれることから、平成30年の目標値を平成17年から10ha減の1,550haとしてございます。

・続きまして水面・河川・水路でございます。参考資料では、6ページでございます。

現行第3次計画では過去の実績に基づき、平成17年の目標を平成4年から38

0 ha 増の 16,640 ha としていました。

その後、河川整備、農業用水路の新設定等によりまして、平成17年時点の実績では40 ha 増の 16,300 ha となっております。

第4次計画の目標でございますが、今後も河川整備など必要な整備を行うため、平成30年の目標を平成17年から60 ha 増の 16,360 ha としております。

・続きまして道路でございます。参考資料では、7ページでございます。

現行第3次計画では過去の実績等に基づきまして、平成17年の目標を平成4年から2,850 ha 増の 13,420 ha としておりました。

昨今の公共事業の減少により平成17年時点の実績は1,560 ha 増に留まり12,130 ha となっております。

第4次計画の目標でございますが、今後の道路整備の予定等を勘案しまして、平成30年の目標を平成17年から970 ha 増の 13,100 ha としております。

・続きまして宅地のうちの住宅地でございます。参考資料の8ページでございます。

現行第3次では目標年の世帯数や一世帯当たりの住宅面積の動向などを考慮しまして、平成17年の目標を平成4年から1,030 ha 増の 9,400 ha としておりました。

平成17年時点の実績では1,070 ha 増の 9,440 ha となっております。

第4次計画の目標でございますが、今後、本県においては参考資料の2ページのように世帯数はほぼ横ばいですが、人口は減少し、住宅地の需要低下が見込まれます。しかし、徳島市やその周辺都市においては当面の間は世帯数の増加による住宅需要があると考えられることから、平成30年の目標を平成17年から320 ha 増の 9,760 ha としてございます。

・続きまして宅地のうちの工業用地でございます。参考資料では、10ページでございます。

現行の計画では過去の統計データをもとに、経済情勢や産業動向を考慮して、平成17年の目標を平成4年から350 ha 増の 1400 ha としておりました。

しかしながら、景気の低迷に伴う製造事業所の減少によりまして、平成17年時点の実績は30 ha 増の 1,080 ha となっております。

第4次計画の目標につきましては、今後もその傾向が続くことが見込まれますが、埋め立て地における工場用地の創出などによりまして、平成30年の目標を平成17年から10 ha 増の 1,090 ha としてございます。

・次は「その他の宅地」でございます。

現行計画の実績でございますが、過去の実績をもとに、平成17年の目標を平成

4年から30 ha 増の3,810 ha としておりましたが、郊外型商業施設等の増加によりまして、平成17年時点の実績では、520 ha 増の4,300 ha となっております。

第4次計画の目標ですが、今後、事業所数の伸びの減少や、中心市街地の活性化による既存の宅地の有効利用などを勘案しますと、その他の宅地面積の増加傾向は鈍化することが予想されます。

しかしながら、当面の間は都市周辺の地域において商業施設等用地への需要があることを見込みまして、平成30年の目標を平成17年から200 ha 増の4,500 ha としております。

・続きまして「その他」でございます。参考資料の11ページでございます。

現第3次計画では、低未利用地の有効活用や耕作放棄地の森林への転換があるものと見込みまして、平成17年の目標を平成4年から400 ha 増の21,610 ha としておりました。

しかし、宅地等への転換が進まなかったということもありまして、平成17年時点の実績では、3,050 ha 増の24,260 ha となっております。

第4次計画の目標でございますが、低未利用地の有効活用や耕作放棄地の森林への転換が見込まれるものの、耕作放棄地の増が続くことから、平成30年の目標を平成17年実績から940 ha 増の25,200 ha としております。

・最後に市街地でございます。

第3次計画では、統計データの推移をもとに、1,050 ha 増の6,270 ha としておりました。

ところが、人口が減少局面に入っており、平成17年時点の実績では、平成4年から410 ha 増の5,630 ha にとどまっております。

第4次計画の目標でございますが、本県の人口減少の状況を勘案しまして、平成30年の目標を平成17年と変わらず5,630 ha としております。

参考までに、市街地とはどういうことかといいますと、下の方に書いてありますが、国土利用計画における市街地といいますのは、国勢調査における人口集中地区、人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域ということになっております。

これで目標値の説明は終わらせていただきます。

新旧対照表の36ページから39ページがこの「地域別の概要」でございます。

地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるにあたっては、地域の個性や多様性を生かしつつ、地域間の均衡ある発展を図る見地から、有効利用とともに、環境の

保全が図られるよう適切に対処するとしております。

・（１）の「地域の区分」ですが、現在の徳島県組織において東部・南部・西部の３区域に分かれ、県民局制度をとっている地域の構成に従ってございます。

３６ページの（２）は、「目標年次の地域別人口」であります。

・３７ページの（３）の「地域別の規模の目標」は、３７～３９ページにかけて記載のとおりであります。

続きまして、４０ページから最後までにかけて大項目の「第３ ２に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要」ということで安全・安心、環境首都、美しさとゆとりある県土利用の視点で記載してございます。

４０ページ「１ 公共の福祉の優先」から最終ページ「１０ 指標の活用」まで１０項目について具体的な措置の概要について記述しています。

・「１ 公共の福祉の優先」ですが、公共の福祉を優先させるとともに、諸条件に応じて適正な利用が図られるよう努めるため、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策の実施を図ることについて記述してございます。

・４１ページ「２ 国土利用計画法等の適切な運用」についてでございますが、国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法等、例えば都市計画法、農振法、森林法などがあります。これらの適切な運用により、土地利用の計画的な調整を推進することについて記述してございます。

・同ページ「３ 地域整備施策の推進」でございますが、地域の個性や多様性を活かしつつ、地域の特性に応じた地域整備施策を推進することについて記述してございます。

その際の留意事項として、地域間の機能分担と交流・連携を促進しつつ、自主的な発展を図ること、また事業計画等の策定にあたっては、社会的、経済的、環境的側面などについて総合的に配慮することを記述しています。

・４２ページの「４ 安全で安心な県土の確保」でございますが、

「（１）治水・防災対策、水資源の確保」

「（２）森林の適切な管理」

「（３）安全性の向上」

の３項目について記述してございます。

「（１）治水・防災対策、水資源の確保」につきましては、今後３０年の間に５０～６０％の確率で発生が予測される南海地震に関する記述を加えております。

「（２）森林の適切な管理」におきましては、間伐を始めとする森林の整備など森林の管理水準の向上による県土保全への効果や、高性能林業機械の導入や路網整備、県産材の利用などを進めるとともに、森林管理への県民の理解と多様な主体の

参加の基礎条件整備などに触れております。

「(3) 安全性の向上」に関しましては、基幹的交通、通信ネットワークの代替性の確保、諸機能の分散、危険地域についての情報の周知等を記述しています。

44 ページ「5 環境の保全と美しい県土の形成」でございますが、

- ・「(1) 低炭素社会の実現」
- ・「(2) 循環型社会の形成」
- ・「(3) 生活環境の保全」
- ・「(4) 水環境の保全」
- ・「(5) 自然環境の保全」
- ・「(6) 美しい山河や海岸の保全」
- ・「(7) 良好な景観の保全」
- ・「(8) 環境影響評価等の推進」

の8項目について記述しています。

・「(1) 低炭素社会の実現」は、全国的な課題でございますが、本県におきましては地球温暖化対策推進条例を制定し対応しているところであり、今回の変更の主要要素でございますことから、新たに追加して記述しております。

・45 ページの「(2) 循環型社会の形成」は、循環型社会の形成に向けまして、廃棄物の発生抑制として、3Rですが、リデュース、リユース、リサイクルということで、発生、抑制、再利用の3Rを一層進めることと、廃棄物の適切な処理を行うため、環境保全に十分配慮しつつ適切な土地利用を図ることなどについて記述しております。

・46 ページの「(3) 生活環境の保全」でございますが、大気汚染・騒音の防止、緩衝緑地の設置など生活環境の保全について記述しております。

・「(4) 水環境の保全」でございますが、農林地の適切な管理に加えて雨水の地下浸透の推進、環境用水の確保など、水環境への負荷を低減する方針を記述しております。また、瀬戸内海等の閉鎖性水域の水質保全対策を進めるなど土地利用制度の適切な運用に努めること、また、土壌汚染防止による被害の防止に努めることなどを記述しております。

47 ページの「(5) 自然環境の保全」でございますが、自然の保全について、原生的な自然、優れている自然、二次的な自然、それと自然の劣化している地域について場合分けして、外来生物の進入防止やエコロジカルネットワークの形成に配慮すること、さらに鳥獣被害防止、健全な地域個体群の維持を図るため、科学的計画的な保護管理を図ることなどを記述しております。

・48 ページの「(6) 美しい山河や海岸の保全」でございますが、美しくゆと

りある県土利用の観点から、総合的な土砂管理の取組を通じて、美しい山河や白砂青松の海岸の保全・再生を図るなど、安全、景観、景観への配慮に注目して記述しております。今回の計画において追加された事項でございます。

・「(7) 良好な景観の保全」でございますが、遍路道やうだつの町並みを始めとする歴史的・文化的な遺産の保護・保全の方法、都市や農山漁村における良好な景観の保存につき記述しております。

・「(8) 環境影響評価等の推進」でございますが、これは各種事業におけます環境影響評価の必要性を記述した部分であり、第3次計画と変更しておりません。

次に、49ページの「6 土地利用転換の適正化」でございます。

- ・「(1) 土地利用転換の基本」
- ・「(2) 農用地の利用転換」
- ・「(3) 森林の利用転換」
- ・「(4) 大規模な土地利用の転換」
- ・「(5) 混在地域における土地利用の転換」

の5項目について記述してございます。

「(1) 土地利用転換の基本」として、まず基本的な事項を記述しております。土地利用の転換が一旦変換すると元に戻りにくいという不可逆性を持っておりますので、そのことを認識した上で適正かつ適切な措置を講ずることを記述しております。

3段目の部分は、今回追加された段落ではありますが、低未利用地が増加していることに鑑み、低未利用地の有効活用を通じて、自然的土地利用の転換を抑制することを基本とすることについて新たに記述してございます。

この基本的考えを基に、以下区分別の利用転換について記述しております。

内容につきましてはほぼ第3次と同じでございますが、(2)の農用地区域の除外の厳格化や、(4)の周辺土地利用との調整を行うことなどが、今回追加された文言でございます。

この素案の大きな流れからいいますと、この部分が基本方針の「土地需要の量的調整」に対応する部分でございます。

次に、52ページの「7 土地の有効利用の促進」でございます。

ここでは、利用区分ごとの措置について記述してございます。

- ・「(1) 農用地」
- ・「(2) 森林」
- ・「(3) 水面・河川・水路」
- ・「(4) 道路」

- ・「(5) 住宅地」
- ・「(6) 工業用地」
- ・「(7) 低未利用地」
- ・「(8) 良好な土地管理と有効な土地利用への誘導」

の8項目でございます。

主なものとしましては、

「(1) 農用地」でございますが、先程から何回も出てくるのですが、生鮮食料供給地としての本県の役割がございます。

「農業生産基盤の計画的な整備」や「担い手への利用集積」等の施策や、多様な主体の農業への参入等の必要な措置を講じることを記述しております。

・「(2) 森林」では、多面的な機能の発揮や林業の持続的な発展に加えて、森林環境改善、レクリエーションの場としての総合的利用、さらには「県産材の利用や木質バイオマスの利活用」について記述しております。

・53ページの「(3) 水面・河川・水路」・「(4) 道路」につきましては、実質的には第3次と変更はございません。

(4)の道路につきましては、電気などの公共公益施設の地下空間への設置を新たに記述しております。

・54ページの「(5) 住宅地」では、既存住宅の有効活用やユニバーサルデザインの導入による、中心市街地における街なか居住の促進、住宅の長寿命化などについて記述しております。さらに低未利用地の有効利用や既存ストックの有効活用に眼目を置いた新たな記述に変更しております。

・55ページの「(6) 工業用地」につきましては、情報化、グローバル化など最近の用語に変更しております。

・「(7) 低未利用地」ですが、近年課題となっている耕作放棄地対策について、農用地としての活用を積極的に促進することとし、農用地としての活用が難しい場合は、森林等への転換を図ることとしてございます。

また、農地から宅地へ転換された後に低未利用となった土地に関する対応について、記述を加えております。

・次に、56ページの(8)の「良好な土地管理と有効な土地利用への誘導」ですが、定期借地権の活用による土地の有効利用と、市街化区域内にあります農地の区分けすることによる計画的なまちづくりの推進を記述しております。

なお、「定期借地権制度」とはどのような制度かといいますと、借地借家法上の制度でございまして、更新がなく、定められた契約期間で借地関係が終了するという制度です。具体的には、期間が50年以上とされる一般定期借地権、30年以上と

される建物譲渡特約付借地権、10年から20年とされる事業用借地権の3類型がございます。

次に、「8 多様な主体による県土の適切な管理の推進」でございますが、この項目は今回新たに追加される項目です。

・国や県、市町村による公的な役割とともに、多様な主体が様々な方法により県土の適切な管理に参画していく取組、「県民的経営」という言葉を用いておりますが、これを推進することを新たに記述しております。

次に、57ページの「9 県土に関する調査の推進及び成果の普及啓発」でございますが、

・県土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図るほか、新たに森林や農地等において境界や所有者が不明となる土地の発生を防止するため、境界の保全や台帳の整備等の取組を推進することについて記述してございます。

・「10 指標の活用と進行管理」でございますが、「前文」の説明でも申し上げましたが、計画の推進等に当たって各種指標の活用を図るほか、計画決定より概ね5年後に計画の総合的な点検を行うことについて新たに記述したものでございます。

長くなりましたが、以上で、素案の説明を終わらせていただきます。

委員（質疑）

農地が平成17年から30年にかけて、1,700 ha 減少するような設定になっていきます。

現在、県で策定中の農林水産振興プランの目標では、2025年に食糧自給率を現在の45%から50%に引き上げる目標を掲げていますが、それとの整合性はとれていますか。

事務局

農用地の目標面積ですが、この目標を設定するときは、過去のトレンドと政策効果の両方を勘案して設定しています。

過去のトレンドからすると、農用地が約28,000 ha となり、約4,400 ha ぐらい少なくなります。

現在、農地政策の展開ということで、耕作放棄地の対策などいろんな政策を農林水産部で打ち出しており、耕作放棄地対策は全国的な目標ですが、農用地区域内の耕作放棄地を解消するという国の方針で、県でも動いています。

このようなことで、政策の効果を勘案しまして1,650 ha の減で抑えたいという

目標設定となっています。

委員

それで食糧自給率5%アップが図られるのですか。

事務局

食糧自給率のアップについては、生産面だけでなく、消費面と非常に関わりがあります。

計画では、農地の利用面から面積目標を出してありますが、自給率という農地の回転率、二期作とか二毛作といった耕地利用率の関係も絡んできます。

また、自給率の向上を図るには、単に農地のかい廃を防ぐだけでなく、消費などのことも含めて総合的にやっていくものと考えています。

委員

県内にどれくらいの耕作放棄地があり、解消目標はどれくらいですか。

事務局

これまで、耕作放棄地については、5年ごとの農林業センサスで調査していますが、現在、平成17年のデータが一番新しいものです。それによると、県内で耕作放棄地は、4,417 ha あります。農林業センサスは、農地所有者の方にアンケート調査を行い、それを集計したもので、耕作放棄地がどこにあるのか、どれだけ荒れているのかが全く解りません。

このため、昨年度に耕作放棄地の全体調査ということで、市町村農業委員会を中心に農用地の一筆ごとの調査が行われております。その結果では、耕作放棄地面積は、約2,900 ha ということです。

施策の目標としては、農林水産部の方針として、2,900 ha のうち、当面は、農用地区域内の440 ha を解消しようとするもので、最終的には、農用地区域内に約800 ha 余りありますが、これの解消を図っていく方針で臨んでいると聞いております。

委員

言葉の使い方で素朴な質問で申し訳ないですが、14ページのイのところ、県土利用の質的向上のキャッチフレーズの3本柱のうち2番目にあたるが、「環境首都を目指した県土利用」ということで、第3次計画の「自然と共生する県土利用」から変

えられていますが、この「環境首都」という言葉に違和感があります。あえてこの言葉を使っている理由は何ですか。

事務局

県政の総合的計画として「オンリーワン徳島行動計画」があり、そこで、環境首都を目指した環境の取組を進めることとなっていることから、これとの整合性を図るためこの表現をとっています。

委員

この言葉はオンリーワン行動計画の中でちゃんと定義されているのですね。

事務局

オンリーワン行動計画の中で、環境政策の取組として示しております。

委員

整合性というのであれば、42ページの「4 安全で安心な県土の確保」が3本柱の1つとして出ていますが、44ページでは「環境首都」という表現が無くなっており、2つめと3つめが一緒になって「5 環境の保全と美しい県土の形成」となっています。整合性をとるべきではないでしょうか。

最初だけ環境首都といった大きなキーワードを使い、あとは全く出てこないのでは解りづらいです。

事務局

整合性が不十分であるかどうかについては、頂いた意見を検討いたしまして、次回の審議会に検討内容を報告させていただきます。

委員

目次がないのでどのような構成でこの計画が進められるのか、この用語に対してこの方針があって、どういう措置をとっていくのかという構成が見えないので解りにくいです。

事務局

目次をつけなかったのは、素案の骨子という形で、今回、図解を提示させていただいたためです。次回の審議会では目次を用意します。

委員

同じ意見です。目次がないので非常に読みづらいです。

一目瞭然に解るような表示をしていただきたい。

詳しい内容の説明がありましたが、それがどの部分のどこを説明しているのか非常に解りづらかったです。

次に本質的なことを聞きたいのですが、第3次計画の検証結果が1月の審議会で報告されました。その計画に対して何ができて、何ができなかったのかの議論があったのかどうか覚えていませんが、今回の計画では、今後は5年後に検証するということが書かれており結構です。しかし、どのような項目で、具体的な項目をあげて、それに対する達成度がどれくらいであるかも検証すべきです。その点が解りにくくなっています。

事務局

国土利用計画における目標は、関係各課に協議し、あるいは照会する中で作っています。一方で、各課の施策は面的数字だけを追っているものではありません。そこでは、ビジョンを作り、夢を語っている部分もあります。

国土利用計画の目標は足して100になるようになっていますが、例えば農地が転換されると農地が減ることになります。

おっしゃられたことは、指標の部分でどのように点検していくかということですが、現在、国で、第3次の反省の上に立って、いろいろな指標を福島県など数県で抽出して、モデルケースとして検討しています。それが数年のうちに各県に示されますので、それらを踏まえて、5年後にどのように点検を行うかを決めていきたいと考えています。

特に、指標で難しいのは質的な部分です。面積的な部分は量的な話で、当然目標を立てることができますが、質的な向上については、例えば、どれだけ快適さが増したかといった部分は、これまで指標にできなかったのもので、それを客観的にしていこうということが検討されております。

これらの情報を集めながらやっていきたいと考えております。

委員

今日の説明が鮮明で、第3次に比べて一つずつ正確に書かれているのはありがたいのですが、5年後に、3年後に、県土の利用がどのようなイメージになっているのかなといった時に、絵が見えてきません。わかりやすくいえば、無理な注文かもしれま

せんが、県職員の方が、どのようなイメージの絵が描けているのか。この分野ではこういったイメージを描いているといったものが欲しいのです。無理な注文かもしれないのでやってくださいとは言えませんが、そうすることで、何が原因でできなかったかといったことが解ってきます。

そうすると、こういう方向で県民あげてやっていこうじゃないかということが具体的に見えてきます。

できればこういったことでイメージしていただければと思います。細かいところまではできないと思うのですが。

これは徳島県の計画なのか、高知県なのか解らない。というのは、徳島県としての特性が見えてくるような計画であればありがたい。こういったことを頭の中に入れて表現していただきたい。

事務局

計画を作るときに、どうすれば徳島らしさを計画に盛り込んでいこうかといったことに頭をひねりました。基本的条件の変化とか、南海地震の部分などの記述に盛り込んだつもりですが、最後の施策とかの部分、各論的には特徴が十分に入っていないのかなとも思っています。

この計画の我々のイメージは、災害の話とか中心市街地の空洞化、それにともなう大規模集客施設とか、農地の耕作放棄地などそれぞれの課題があることは十分認識しています。

このようなことから、今の各部の施策方向に沿って、そのような方向で誘導していこうといった気持ちでまとめたつもりですが、現時点では特徴が若干弱いのかなとも思っております。

委員

文章と数字だけの計画となっています。土地利用は町村ごとに別途あるはずですが。県民にいつでも見てもらえる形で、そういった形のものが無ければ、ゾーニングといった形で作っていただきたい。具体的には54ページから56ページの住宅地、工業地などを、県として、その地域をどのように将来像を描いているのか、個人の利用者とその地域に住んでいる人に解ってもらうことが大事です。この文章だけでは非常に解りにくいので、誘導や抑制を考えるなら、解る形でそれを元に協力を願うといった形のものを、なければ作っていただきたい。

事務局

前回の審議会でも説明しましたが、この計画は、土地の利用に関する上位計画で理念的なものです。目標の部分は数字であらわしています。この計画の主旨が個別規制法に基づく諸計画に反映されるものです。そういった意味では、バイブル的な存在で、理念的なものですので、ゾーニングといったものは個別の計画のなかで、例えば森林計画では森林のゾーニングがされております。

また、国土利用計画を基本としており、私どもが所管しております土地利用基本計画では、農業地域、森林地域などのゾーニングをしております。

委員

第3次計画で目標が設定されていまして、それに対してどれだけ達成され、誘導されたのか、森林の変更が毎年この審議会に出されるが、どこまで達成されたのか。どの地域は開発すべきでないとか、減らすべきでないとかといったことが個々の課では解っているのかもしれませんが、一般の人は全く解らない状態と思います。そういったところをオープンにしていきたい。

委員

委員がおしゃっているのはシステムの話であって、この国土利用計画自体の話ではないですね。今回はこの計画の内容を審議するのであって、それをわかりやすくするとかはシステムの話であって・・・

委員

そのようなシステムがあるのですか。あればいいのですが。

事務局

国土利用計画は県土利用の配分と方向性を文章で示すものであって、それを受けて土地利用基本計画があります。土地利用基本計画は、平成22年度にこの国土利用計画を基本として改定を予定していますが、この土地利用基本計画は各個別法の計画の上位計画となるもので、その中でゾーニングすることになります。この国土利用計画は理念的なものであって解りにくいということがいつも指摘されますが、法の趣旨として、国土利用の配分と方向性を示すものであるのご理解をお願いしたいと思います。そして、この計画は各施策から見るのではなく、面的な土地利用から見る計画であります。

委員

上位計画に全国計画があり、県計画は、それにある程度合わせなければならないのです。各県で研究して・検証して全体的なフォームを作っていくことになります。

委員

解りにくいのは、目標年の数字がどの程度有効に働いてきているのかということで、検証が無いのではないのでしょうか。検証なしで計画がどんどんやっていくのは、絵に描いた餅で、その有効性に疑問が湧きます。

委員

今回、最後に付け加わっている「多様な主体の参画による県土管理」とか「総合的マネジメント」といった言葉が出ています。これに加えて、目的が書いてあって、それによる管理が書いてありますが、手続きの議論が落ちています。どのような基本法もそのような話になりつつありますが、目標が目的化すると、手続きをきちっとしないと、どうやってそれを整理していったらよいのか解らなくなります。役人だけで目標を管理できない状況になりつつあります。

手続きを書いています、何をするのかよく解りません。特に、下位計画で審議会などの仕組みがあると思いますが、それを規定しているものと見ていたが、それも今、どんどん変化してきています。開発審査しかり、建築審査会においても変わってきているので、この点をもう少ししっかり書いた方がよいのではないですか。手続きをきちっと整えていくことが意味あるものとなります。下位法できちっと参画の手続きや管理の目標について、目標自体で開発すべきか、保全すべきかもめるところです。

そういう意味で手続きについてしっかり書いて欲しい。かつ、下位法でどのように生かされていくのか、そこを整理していただきたいという感じです。

この計画では、かなり保全という意識が強くて出ていて、活用という考え方にかかなり反対する感じがあります。活用は価値であるので、その中でどうやって保全し、活用していくかということの書きぶりが気になります。

目標の中で、「環境」という言葉や、「景観」という言葉が出てきますが、最近健康に対する価値が重要視されてきています。昔は、「保健」といわれており、国土利用は保健的になると言われていました。人間の健康を維持するための国土利用といった視点がありました。

最近、「環境」という言葉にどんどん変わってきていますが、そういう観点をどこかに入れて欲しい。レクリエーションの中に少しイメージとして残っているのかもしれませんが、人間が健康的に暮らせるような国土利用の概念が世界的に広がっているので、その辺を考えていただければいいのですが。

事務局

マネジメントの話の中で行政手続きの問題は重要だと考えています。資料2を見ていただくと、真ん中の県土利用の基本方針の中で県土利用の総合的マネジメントの部分がありますが、爆発マークで「県土の県民的経営の視点」というのがあります。その下にマネジメントの下の四角の中に3点ありますが、その中に「地域の合意形成と土地利用の過程の管理」ということで、委員のおっしゃった行政手続きの問題について公正に取り組んでいかなければならないというのがこのくだりと考えています。

それから、最初に言われた、目標の意味合いと言うことですが、もう一度説明しますと、この資料2では矢印が目標と施策の両方に向いております。単に面積だけを目指すのではなく、各施策をも誘導することによって目標を達成していこうということで記述しております。というのは、県計画の意味合いは、第1次計画の頃の量的拡大ばかり進んでいた時代ではなくなっており、今は、質的向上を図ることが求められている時代です。従って、県土利用の配分と方向性がどうなっていくかの大枠を示すものなので、モニタリング、常時監視が大事であるという視点で、この矢印を両方にかけています。そういった意味合いで目標を理解していただければと考えております。

委員

その意味でフォローアップがあるのだから、その時の指標をきちんと評価できるものになっているのかということをお案してもらって、5年後にできなかったなら、何故できなかったのか、どんな原因なのか、それを次の5年にどう生かしていくのかということが一つずつ解っていけばよいと思います。

事務局

目標につきましては、5年間に毎年、土地利用現況調査をやっていくわけですが、当然、所管課である農林水産部や環境のセクションなどに協議とか意見聴取を行いまして、PDCA サイクルといった形でフォローアップをやっていきたいと考えております。

委員

独立した監査機関を設けたらどうでしょうか。チェックする機関みたいなものを審議会の中に設けるとか、それを徳島の、全国の中で非常に徳島らしい取組とし、5年ごとにチェックして、それを審議会で審議して、パブリックコメントに出していき、県民の方にどういうところがポイントで、次の5年目標のここをチェックするという

ことが解るような審議システムを作ってはどうかでしょうか。

事務局

指標なり、必要な措置のチェック、フォローアップという部分での意見だと思いますが、私どもは、庁内関係各課との協議はもちろん、今回の計画については、パブリックコメントを今後、この審議会の後に実施したいと考えています。

また、計画改定後においても、県民のいろんなご意見を頂きまして、その反映状況等につきましては、審議会の中で報告し、よりよい計画への進行管理にしたいと考えております。

会長

ほかにご意見はございませんか。

委員

保全に傾きすぎているきらいがあるとの意見がございましたが、56ページの(8)良好な土地管理と有効な土地利用への誘導の中に「市街化区域内農地について宅地化するものと保全するものの区分」とありますが、市街化区域内の農地を保全するという具体的法令はあるのですか。

事務局

農地制度改革が平成19年度から検討されており、21年度に農地三法の改正を見たところですが、その延長として、市街化区域内農地内の現在ある生産緑地制度とかについて、国土交通省と農林水産省の協議が行われているところであります。その中で大都市内の農地は、災害の観点からもオープンスペースとしての役割を果たしているので保全すべきであるという考えから、両省でどうやっていくかを協議しています。

その結果はまだ出ていませんが、徳島においても当然、市街化区域内農地を守っていかなければならない、あるいは他の用途で有効利用を図っていかなければならないという農地もあると考えております。

委員

市街化区域内農地は都市化を、市街化を促進する区域になっていますが、そこで農地を保全する関係法令があるのかなと思ひまして。

事務局

今、説明しましたように農地関係法の中で国交省と農水省の協議の中で決まっていく方向です。市街化区域内農地は本来、市街化を進める、住宅の用とか商業用地にすべきなのですが、守らなければならないという意見も強いものが有ります。そこには農業で生活をしている人もいる場合もあります。それが生産緑地制度とかでやっておりますが、そこらの議論が最終的にまだ固まっております。

委員

身近なことですが、若者の中でこれから農業をやってみようという人がいます。

現在、1反半（15a）ぐらいの農地を持っていて、もう少し農地を広げたいと思っておりますが、農地法で5反（50a）以上の農地を所有していなければ、新たに農地を購入することができないと聞いています。それがネックになって拡大できないでいます。この点で、何か良い方法はないものでしょうか。

事務局

現在の法体系の中で、農地取得については、徳島県では20aから50aまでで市町村によって異なっております。例えば、徳島市の入田町だと40a以上なければ農地の取得ができないことになっております。これについては、農地制度改革の中で借地による農地の貸し借りを緩和する方向であります。

現在、農業経営基盤強化促進法がありますが、これは、定期借地権のような制度であって、5年の貸借期間であれば、5年経てば無条件に農地が返ってくる制度であります。この法律については、意欲と能力があれば農地を借りる、あるいは、取得する下限面積の条件に関係なく借りることができるというものです。その能力を何で見るかと言えば、機械設備とか就労日数で判断することになります。

新たに農業を始めようとする場合は、初期投資が少なくすむ農業経営基盤強化促進法による借り入れをしていただいて、その後、融資を受けて、機械を充足するなどして営農していただく方法が賢明ではないかと考えております。

会長

ほかに意見はありませんか。

質問も出尽くしたようなので、国土利用計画第4次徳島県計画素案につきましの質疑を終了したいと思います。

ただいまありましたご意見を今後どのように取りまとめ、どう反映していくかということもございますので、それはこの後、今後のスケジュールの説明がありますが、次回審議会でもよろしく申し上げます。

事務局

(資料5に基づき、今後の日程について説明)

5 閉会

会長

それでは、これで本日予定しておりました議題は終了いたしました。これをもって閉会いたします。本日はありがとうございました。

事務局

会長、ありがとうございました。最後に、県土整備部副部長からお礼申し上げます。

県土整備部副部長

本日は、終始御熱心な御審議、厚くお礼申し上げます。

本日いただきました御意見等につきましては、今後の最終案作成に反映させてまいりたいと考えております。

今後ともなお一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますがお礼とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

午後3時35分閉会